

選挙期間中に18歳になるかたへ(不在者投票のご案内)

選挙期間中に18歳になるかた(*)のうち、投票を行おうとする時点で17歳のかたは、その時点では選挙権を有していないため期日前投票を行うことができませんが、選挙管理委員会が指定した下記の場所で不在者投票を行うことができます。お送りした投票所入場券(ハガキ)に記載した期日前投票所では、投票を行うことができない期間がありますのでご注意ください。

ご不明な点などは、下記の連絡先にお問い合わせください。

記

不在者投票が行える場所

安中市役所(2階)行政課内 安中市選挙管理委員会
(松井田庁舎では不在者投票を行うことはできません)

*誕生日の前日をもって18歳とされています

安中市選挙管理委員会

〒379-0192 安中市安中1-23-13

電話 027-345-3007

